

# 関 東 木 城 会 会 則

第1条 本会は、「関東木城会（以下「本会」という。）」と称する。

第2条 本会の会員は、関東近郊に在住する木城町出身者又は木城町縁故者（以下「町出身者」という。）をもって組織する。

2 本会に入会又は本会を退会しようとするときは、事務局に届け出るものとする。

3 町出身者による入会者を本会員とする。

4 町出身者の配偶者による入会者を家族会員とする。

5 入会者が学生の場合は、学生会員とする。

第3条 本会の事務所は、事務局長の住所とする。

第4条 本会の目的は、次のとおりとする。

- (1) 会員相互の親睦
- (2) 郷土木城町発展への寄与

第5条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 懇親会
- (2) 会員名簿の作成
- (3) 関東近郊の大学等進学者、就職者（予定者含む。）への支援
- (4) 木城町が関東近郊で行うイベントへの協力・参加
- (5) その他必要と認められること。

第6条 本会の会費は、次のとおりとし、1年分を前納するものとする。

- (1) 本会員 3,000円
- (2) 家族会員 免除
- (3) 学生会員 免除

第7条 本会の経費は、次の収入で賄う。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

2 事業の余剰金は、翌年度に繰り越すものとする。

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名（本会を代表し、会務を総理する。）
- (2) 副 会 長 1名（会長を補佐し、会長又は監事に事故あるときはその職務を代理する。）
- (3) 監 事 1名（会計監査を行う。）
- (4) 事務局長 1名（事務を取り仕切る。実行委員会委員長を兼ねる。）
- (5) 事務局次長 1名（事務局長を補佐する。実行委員会副委員長を兼ねる。）
- (6) 事務局員 数名（事務全般(出納事務含む)を行う。実行委員会書記兼会計を兼ねる。）

第10条 会長は、総会において選出する。その他の役員については、会長において指名するものとする。

第11条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第12条 本会は、次の会議を行うことができる。

- (1) 総 会 全会員、全役員及び来賓等を以て構成する。
- (2) 役員会 会長、副会長、事務局長、事務局次長及び事務局員を以て構成する。
- (3) 実行委員会 委員長、副委員長、書記兼会計及び会員からの有志を以て構成する。

第13条 総会は年1回、役員会及び実行委員会は必要に応じ適宜開会する。

第14条 総会の際は、事業報告、収支決算報告、その他必要事項の報告を行う。

第15条 この会則に定めるもののほか本会に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この会則は、平成7年11月27日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年11月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年11月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年11月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年11月14日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年11月13日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年11月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年11月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年11月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年11月19日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。